

はじめに

今年からスタートした 21 世紀は、平和で、地球環境を大切に、一人ひとりが豊かな心を育める社会にしていかなければなりません。

そのためには、男女が対等な立場で、仕事や家事、社会活動などあらゆる分野に参画して、その能力を十分発揮し、喜びと責任を分かち合える男女共同参画社会を実現することが求められています。

一昨年 6 月に「男女共同参画社会基本法」が成立し、性差別の解消に向けた取り組みを進めることが、国と自治体の責務として位置づけられました。

雇用の機会均等の問題をはじめ、女性に重くのしかかる育児や介護の負担に加え、近年は、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなども表面化しています。

こうしたなか、本市では、あらゆる性差別を解消し、市民と行政が一体となって男女共同参画社会を実現するための指針となる「男女共同参画計画」を策定しました。

計画では、男女共同参画社会の形成を男女双方の課題ととらえ、自らの意思に基づき、生涯のそれぞれのライフステージでライフスタイルに応じた選択のできる社会、暴力による人権侵害を許さない社会の実現などを基本理念とし、その実現に向け、具体的なアクション・プログラムを策定し、市民・事業者・行政のパートナーシップのもと、総合的に施策を推進していきます。

計画の策定にあたり、ご提言をいただきました男女共同参画検討委員協議会の委員の方々をはじめ、市民の皆さんに心からお礼申し上げます。

枚方市長 中司 宏